公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：サブサハラアフリカ地域（広域）コミュニティ協働型教育改善モデルに係るインパクト評価とモデル開発・検証（プロジェクト研究）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：サブサハラアフリカ地域（広域）コミュニティ協働型教育改善モデルに係るインパクト評価とモデル開発・検証（プロジェクト研究）

調達管理番号：26a00851

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：サブサハラアフリカ地域（広域）コミュニティ協働型教育改善モデルに係るインパクト評価とモデル開発・検証（プロジェクト研究）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月　～　2028 年 9 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の21%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の19%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2027 年 8 月頃）

２）2028 年度（2028 年 5 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

（2）事業実施担当部

人間開発部　基礎教育グループ　基礎教育第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月10日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月11日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月16日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年11月20日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年12月2日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

3．　競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1）消極的資格制限

2）積極的資格要件

3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/wGZhhL5Pr6

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６． プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙３の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評

価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙２「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【２】特記仕様書（案）

第１条 業務の背景・経緯

別紙１「案件概要表」のとおり。

別紙１「案件概要表」と本紙「【１】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【１】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第２条 業務の目的

本業務は、【第１条　業務背景】に記載するプロジェクト研究を通じ、「第３条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務内容」に記載される活動の実施により、コミュニティ協働によって実現可能な母語を基盤とする読み書き学習支援モデルを開発・検証し、他国展開の条件を整理することである。

第３条 実施方針及び留意事項

（１）実施方針

本プロジェクト研究では、「みんなの学校」アプローチを基盤としつつ、学習貧困削減に資する学習改善モデルの開発が求められる。すでにニジェールやマダガスカルで読み書き学習改善モデルが構築されているが、学習言語（フランス語・マダガスカル語）が基盤となっている。そのため、母語を基盤とし学習言語の習得への移行の円滑化を目指したモデルの検証に向けパイロット活動を計画・実施する。また、モデルの設計にあたっては、「低コスト」、「現行制度への組込み可能性」、「他国への展開可能性」を重視し、技術協力プロジェクトと競合するのではなく、当該案件の成果を補完し、将来の活動の選択肢を増やす形で実施する。

文献調査、現地調査、パイロット活動の計画・実施においては、これまでコミュニティ協働型教育改善クラスター戦略に関連して実施された、以下のプロジェクト研究等を踏まえる。これらのプロジェクト研究などで試行検証された各モデルと同様に、今次プロジェクト研究で試行検証するモデルは「発展モデル[2]」に分類される。

・アフリカ地域（広域）プロジェクト研究「コミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善」モデルの開発・スケールアップ」（2022 年）

・全世界（広域）「マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究（プロジェクト研究）」（2025 年）

（２）マラウイ、マダガスカルの教育の現状・制度に考慮した計画の策定・実施

マラウイ、マダガスカルの教育制度や実施中案件の内容は異なるため、本プロジェクト研究の計画・実施においては、各国の教育の現状・制度、過去から現在に至る JICA 事業の実施内容を踏まえる。

各国の文脈（コンテクスト）・制度・事業については、他機関作成の資料に加え、以下の資料を適宜参照すること。

・マラウイ「みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」事前評価表

・マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ３）」事前評価表

・マダガスカル教育政策アドバイザー専門家活動報告

・マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ２）」事業完了報告書

[2] 発展モデルの詳細についてはこちらのリンクを参照。「みんなの学校」のアプローチ ｜ 事業について - JICA

・マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ２）」事業完了報告書別冊資料

（３）各国でのパイロット活動の試行検証・成果とりまとめ

モデルの検討に向け、パイロット活動対象国に２か国を加え、計４か国の文献調査を実施する。また、同文献調査及びパイロット活動対象国における現地調査を踏まえ、モデルの設計をする。また、パイロット活動対象校は、各国最低 20 校を想定しているが、その選定においては、実施中技術協力プロジェクト及び同プロジェクトの C/P 機関である教育省と調整の上、選定する。

パイロット活動の実施については、以下のようなスケジュールを想定している。第１回パイロット活動のモニタリング結果を踏まえ、必要に応じてモデル改善を図り、第２回パイロット活動を実施する。また、第１回パイロット活動開始前にベースライン調査を、第２回パイロット活動終了時にエンドライン調査を実施すること。

・２０２７年９月頃：導入研修を実施
・２０２７年１０月から２０２８年１月頃：第１回パイロット活動
・２０２８年２月～５月頃：第２回パイロット活動

（４）パイロット活動の成果とりまとめ

本プロジェクト研究の結果は公開することを前提とすることから、第三者にも分かりやすく簡潔・客観的に検証・分析結果を整理し、定量情報には出所を明確に示す。

（５）本プロジェクト研究における活動地域及び安全対策措置

本業務対象地域での活動において、各国の安全対策措置に基づき適切な安全対策を講じ活動を実施すること。

第４条 調査の内容

本プロジェクト研究における業務は主に、①母語を基盤とした読み書き能力向上に係る文献調査、②現地調査、③パイロット活動の計画・実施、④パイロット活動（ベースライン・エンドライン調査を含む）の成果を踏まえた教訓・課題の抽出、⑤今後の他国を含む展開に向けた検討・提言からなる。具体的な業務内容は以下のとおり。

（１）業務方針の策定

本プロジェクト研究における業務の実施方針、作業計画等について、業務計画書を作成し、JICA 担当部署等と打合せの上、合意を得る。同業務計画書の骨子をもとに現地業務に向けてインセプションレポートを作成する。

（２） コミュニティ協働型教育改善クラスター戦略および母語を基盤とした読み書き能力向上の取り組みの把握（文献調査（国内）・現地調査）

コミュニティ協働型教育改善クラスター戦略のもとで実施された技術協力プロジェクトの関連資料、及び、他機関が実施している母語を基盤とした読み書き能力向上を目的とした取り組みについて、レビューを行う。また、パイロット活動対象国以外の２か国を含む４か国の文献調査を実施すること。文献調査では、以下の点を含む情報収集を行う。

・ 国語・公用語に関する教育制度
・ 国語・公用語習得の教授法、教材（母語の使用の有無を含む）
・ 国語・公用語教育に係る教員研修内容（教員養成、現職教員研修）
・ 現職教員研修制度

上記文献調査を踏まえ、マラウイ、マダガスカルでの現地調査項目を特定し、調査計画を作成し、JICA 担当部署等と打合せの上、合意を得る。同現地調査計画書に基づき、現地調査を実施する。

（３）パイロット活動の計画・実施（国内・現地業務）

上記（２）の調査結果を踏まえ、調査対象校の候補、モデル案、並びに、介入計画を策定する。モデル案の検討においては、介入における学校・教員・コミュニティへの負担（資金・業務）を踏まえ、持続可能なモデルを検討する。特に、教員がかかわることが前提となる場合、教員へ行う研修の持続性の担保の観点から既存の現職教員研修などの枠組みを活用した介入の可能性も併せて検討すること。また、教員の本来業務時間や業務量を踏まえ、業務過多にならないことも考慮すること。ただし、本プロジェクト研究における介入は時間的制約から受注者による直接介入を想定する。導入研修は各国１回（２日間、４０名程度）を想定し、結果確認に係る各国関係者への共有ワークショップは１回（２日間、４０名程度）を想定している。

（４）パイロット活動の結果を踏まえた教訓・課題の抽出

上記（３）のパイロット活動の結果をもとに、マラウイ、マダガスカルの教育の現状や既存の制度を踏まえ、JICA 担当部署との協議を通じ、持続性・展開可能性観点に基づく教訓と課題を抽出し、プロジェクト研究報告書へまとめる。

（５）パイロット活動実施国を含む今後の展開に向けた教訓と課題の抽出

上記（４）を踏まえ、今後の他国展開に向けた教訓と課題を抽出し、展開に必要な計画・活動を整理し、プロジェクト研究報告書において提言としてまとめる。

（６）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務の中で収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適宜提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

第５条 報告書等

１．業務報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
現地調査計画書	現地調査の1カ月前	日本語	電子データ	-
半期進捗報告書	契約締結後6カ月に1回	日本語	電子データ	-
プロジェクト研究報告書（ドラフト）	契約履行期限3カ月前	日本語	電子データ	-
プロジェクト研究報告書	契約履行期限末日	日本語、英語、フランス語	CD-R	1 ※全３言語をCD-R１枚に集約する

- プロジェクト研究報告書は、発注者の確認・修正を経て、最終化するが、同報告書に加えて、ドラフト版も評価対象となる。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

業務計画書は、以下の内容を含む。

① 業務の方針
② 文献調査・現地調査の方法・内容
③ 国内・現地作業において収集が必要な資料一覧
④ 国内・現地作業のスケジュール
⑤ コンサルタント要員の配置計画

（2）現地調査計画書

現地調査計画書は、以下の内容を含む。

① 現地調査の目的及び確認事項
② 文献調査の結果を踏まえた調査項目及び調査方法
③ 調査対象地域、対象機関・関係者及び訪問先
④ 情報収集・データ収集の方法及び収集項目
⑤ パイロット活動のモデル設計及び対象校選定に向けた確認事項
⑥ 現地調査の実施体制及び役割分担
⑦ 現地調査の日程及び行程
⑧ 関係機関との協議・調整方法及び現地調査実施上の留意事項

（3）半期進捗報告書

当該半期に行われた調査分析の主要な結果について報告を行う。

（4）プロジェクト研究報告書

① 報告書の要旨
② プロジェクト研究の背景・体制・進め方
③ 文献調査の結果
④ 現地調査の結果

⑤ パイロット活動の計画
⑥ パイロット活動の結果
⑦ 結論（今後の他国への展開に向けた教訓・課題・提言）

２．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（１）当該月の主な進捗、翌月の計画、当面の課題
（２）当該月に行われた国内・現地作業の結果とりまとめられた資料等
（３）活動に関する写真

第６条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサ ルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	データ収集	現地調査、ベースライン調査、エンドライン調査にかかるデータ収集	各調査時１回	定額計上

第７条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第８条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：案件概要表
別紙２：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

別紙１

案件概要表

１．案件名

国　名： マラウイ国、マダガスカル国

案件名： サブサハラアフリカ地域におけるコミュニティ協働を基盤とした基礎的学習改善モデルの開発・検証

Project Study on the Development and Validation of a Community-Based Foundational Learning Improvement Model in Sub-Saharan Africa

Étude pour le développement et la validation d’un modèle d’amélioration des apprentissages fondamentaux fondé sur la collaboration communautaire en Afrique subsaharienne

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における基礎教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

サブサハラアフリカでは、学習の危機が依然として深刻である。世界全体でも 2.6 億人以上の子ども・若者が就学機会を得られておらず、就学していても最低限の読解力や計算力を習得できていない子どもは 6.1 億人以上にのぼる。さらに、低・中所得国では 10 歳時点で簡単な文章を理解して読めない子どもの割合である学習貧困率が 70%、サブサハラアフリカでは 89%と推計されている（World Bank 2022）。

JICA のコミュニティ協働型教育改善、「みんなの学校」アプローチは、2004 年にニジェールの 23 校で開始され、現在はアフリカ 11 か国・約 7 万 5,000 校以上の小中学校に広がっている。保護者・教員・地域住民・行政が学校運営委員会を基盤に協働し、低コストかつ持続可能な形で学校運営改善や学習環境改善、学力向上を進められることが特徴である。

こうした基礎モデルの広域展開が進む一方で、今後の課題は、学習貧困の削減に直結する「何を学習面で実装し、どう制度化・主流化するか」を明確にすることである。本プロジェクト研究は、既存のコミュニティ協働型教育改善アプローチを基盤として、「母語を基盤とする読み書き学習支援モデル」を実証的に開発・検証するものである。

【マラウイ】

マラウイでは 10 歳児の 87%が「簡単な文章を読んで理解することができない」とされる。また、農村部の児童生徒比は教員 1 人当たり 120 人に達しており、過密学級と教材不足が学習の質を下押ししている（UNICEF Malawi Annual Report 2024）。このため、基礎的読み書き能力の底上げと、学級規模の制約下でも機能する学習支援モデルの開発が喫緊の課題となっている。

【マダガスカル】

世界銀行の Learning Poverty Brief（2024 年 4 月版）によれば、マダガスカルの学習貧困率は 95%、学習の欠如（Learning Deprivation）は 94%、就学の欠如（Schooling Deprivation）は 24%である。さらに、初等教育年齢児童 1 人当たりの初等教育支出は 122 米ドル（PPP）で、サブサハラアフリカ平均を 78%下回る。限られた財源の下で、既存制度を活用した費用対効果の高い学力向上策の確立が必要である。一方で、JICA の既存協力は有望な成果を示している。マダガスカルでは 2021 学年度に、1,027 校・75,445 名を対象とした四則演算補習活動の前後比較で、四則演算ができる子どもの割合が平均 24%ポイント程度増加した。また、読み書き補習では 6,714 校・640,288 名を対象に事前・事後で比較が行われている。これは、コミュニ

ティ協働型アプローチが学力改善へ接続し得ることを示す重要な成果と言える。
以上を踏まえ、本プロジェクト研究の目的は、マラウイ及びマダガスカルを主対象国として、母語を基盤とする読み書き学習支援モデルを開発・検証し、他国展開の条件を整理することである。

（２)基礎教育セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本プロジェクト研究は、JICA グローバル・アジェンダ「教育」及びクラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」の具体化に資する。JICA は、コミュニティ協働型教育改善アプローチをアフリカ 11 か国・約 7 万 5,000 校以上へ展開しており、2025 年からは「みんなの学校フォーラム」を開催して、各国間の経験共有と学習貧困削減に向けたロードマップ策定を進めている。本研究は、この広域展開を「量的拡大」から「学習成果に基づく質的高度化」へ進める位置づけにある。さらに、他開発機関との連携により他機関が実施する教育協力事業を通じた本モデルの普及可能性及び具体的な方策を調査・検討する。

また、学習貧困の削減は、SDG4（包摂的かつ公平で質の高い教育）に直結する。世界銀行等の 2022 年共同報告では、学習回復・加速化のために、基礎的学習の優先、継続的な学習評価、キャッチアップ学習等を組み合わせた RAPID アプローチの必要性が示されている。本研究は、JICA のコミュニティ協働型教育改善の強みを活かしつつ、これら国際的議論に整合する実装モデルを示すものである。また、TICAD9 において日本政府が表明した「2025 年から 2028 年までにアフリカで 1,000 万人の子どもに質の高い教育を提供する」との目標達成に貢献するものである。

今回の調査対象国では、それぞれ「みんなの学校」アプローチをとっている技術協力プロジェクトを実施中である[3]。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行、UNICEF 等は、学習貧困の削減に向け、基礎的学習の回復・加速化を重視している。2022 年の共同発信では、低・中所得国で学習貧困が 70%、サブサハラアフリカで 89%に達していることを踏まえ、学習評価、基礎学力への集中、キャッチアップ支援等を柱とする学習回復策の推進が提起されている（World Bank 2022 Press Release）。本研究では、こうした国際的潮流を踏まえ、他機関が支援する基礎学習改善事業への適用可能性も検討対象とする。

TaRL（Teaching at the Right Level）は、インドの NGO である Pratham が開発した児童を学年ではなく習熟度別に編成し、読み書き及び計算の基礎的能力の習得を集中的に支援するアプローチである。ケニアに拠点を置く国際 NGO である TaRL Africa は 2019 年以降、サブサハラアフリカ 10 か国以上で同アプローチを展開しており、基礎学力向上（読み書き計算）に関する有効性と費用対効果の高さが国際的に評価されている。教員による補習活動を中心として実施されているのに加え、各国における TaRL アプローチの制度化が進められている。

３．調査対象サイト

マラウイ全国、マダガスカル 13 県（アナラマンガ県、アムルニマニア県、ディアナ県、イタシ県、ヴァキナカラチャ県、ボンゴラヴァ県、ベツィボカ県、メラキー県、アツィナナナ県、オート・マツィアトラ県、イホロンベ県、サヴァ県、ソフィア県、アロチャ・マングル県、メナベ県）

[3] マラウイでは「みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」、マダガスカルでは「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ3）」をそれぞれ実施中。

※ただし、パイロット校の選定と活動実施に際しては、既存の技術協力プロジェクト及び相手国実施機関との密な連携・調整を行う。

4．調査方針

（1）全体

① 本研究は、既存の「みんなの学校」アプローチを基盤としつつ、学習貧困削減に資する新たな学習改善モデルの構築を目的とする。

② モデルの設計にあたっては、「低コスト」、「現行制度への組込み可能性」、「他国への展開可能性」を重視する。

③ 調査・実証は、技術協力プロジェクトと競合するのではなく、当該地域で現在実施中の案件の成果を補完するとともに、将来の学習改善モデルの選択肢を増やすことをねらう。

④ 研究結果は公開することを前提とすることから、第三者にも分かりやすく簡潔・客観的に検証・分析結果を整理し、定量情報には出所を付す。

⑤ 学校における介入においては、各国で実施中の技術協力プロジェクトの対象校と重複しないように留意する。

⑥ 学校の選定において技術協力プロジェクト専門家及び技術協力プロジェクトの相手国実施機関の意向を確認する。

（2）母語を基盤とした読み書きモデル開発・検証

マラウイ及びマダガスカルでは、母語から第二言語（英語・フランス語）への移行過程が学習のつまずきやすいポイントである。このため、本研究では、母語を基盤にした読み書き支援モデルを設計し、学校・コミュニティ・教員研修制度の中で持続的に運用可能かを検証する。設計にあたっては、教材コスト、研修コスト、教員の負担、保護者・地域住民の役割、学習評価の方法を明確化する。なお、モデルの設計においては、Pratham が実施している取組（L2F2）を参考にしつつ、サブサハラアフリカ各国で持続可能なモデルを検討する。

5．調査内容

（1）先行研究・既存事例のレビュー（各国制度、既存案件、他機関の関連実践の整理）

（2）母語読み書き学習支援モデル（仮説）の構築

（3）パイロット活動の計画・実施（教材、研修、学習評価の設計を含む）

（4）事前・事後データに基づく効果、運用性、費用面の分析

（5）他国展開及び他機関事業への適用可能性の整理

6．調査団員

本プロジェクト研究は、コミュニティ協働型クラスター戦略・事業に知見を有する国際協力専門員から指針・助言を得ながら、人間開発部基礎教育グループが実施する。調査分析及び現地実証に係る業務は本邦コンサルタントを選定し、業務実施契約により実施する。

7．調査期間

2027 年 1 月から 2028 年 8 月まで。

8．備考

特になし。

別紙２

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	本プロジェクト研究のパイロット活動対象国以外の２か国の文献調査対象国 ※JICA がこれまでコミュニティ協働型教育改善を実施した 11 か国以外も含む。	第４条（２）コミュニティ協働型教育改善クラスター戦略および母語を基盤とした読み書き能力向上の取り組みの把握（文献調査（国内）・現地調査）
2	本プロジェクト研究のパイロット活動における対象校の規模と介入効果の分析のために収集すべき主な成果指標（定性的・定量的指標）	第４条（３）パイロット活動の計画・実施（国内・現地業務）
3	本プロジェクト研究のパイロット活動を踏まえ、他国展開を検討するために必要な分析項目/視点	第４条（５）パイロット活動実施国を含む今後の展開に向けた教訓と課題の抽出

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：コミュニティ協働型教育改善に係る各種業務、識字教育に係る各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／コミュニティ協働型教育改善）格付の目安（２号）】対象国及び類似地域：　サブサハラアフリカ地域

② 語学能力：英語・フランス語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

２０２６年１２月下旬に契約締結、プロジェクト研究を開始し、２０２８年９月の

終了を目途とする。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約7.82人月

業務従事者構成の検討に当たっては、識字教育の専門性もしくは業務経験を有する従事者を含めること。

２）渡航回数の目途　延べ12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- データ収集（現地調査、ベースライン調査、エンドライン調査）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 全世界（広域）マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化にかかる調査研究（プロジェクト研究）業務完了報告書
- マラウイ「みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」モニタリングシート No7
- マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ３）」プログレスシート Ver5
- マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ３）」月報（2026 年 6 月分、7 月分、8 月分）

２）公開資料

- マラウイ「みんなの学校（住民参加型教育開発）プロジェクト」事前評価表
  https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_202108241_1_s.pdf
- ・マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ３）」事前評価表
  https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202207862_1_s.pdf
- ・マダガスカル教育政策アドバイザー専門家活動報告
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057954.pdf
- ・マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ２）」事業完了報告書
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054146.pdf

- ・マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（フェーズ２）」事業完了報告書別冊資料
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054147.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置		無
2	通訳の配置		無
3	執務スペース		無
4	家具（机・椅子・棚等）		無
5	事務機器（コピー機等）		無
6	Wi-Fi		無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

53,364,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

☑ 本案件は定額計上があります（14,000,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	データ収集	第2章第4条、第6条	14,000,000円	現地調査、ベースライン調査、エンドライン調査にかかるデータ収集	再委託費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙３：プロポーザル評価配点表

別紙３

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**